

## I 令和4事務年度 国税庁実績評価書の概要



## 1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 17）の規定に基づき、国税庁長官に権限を委任した事務（財務省設置法第20条に定める事務）の実施基準及び準則（P. 17）を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、それらを公表しています。
- (2) 国税庁の実績評価は、財務省の実績評価方式による政策評価と実質的に同一であることから、「政策評価に関する基本計画」（令和5年3月財務省策定）の定めるところに準じて実施しています。
- (3) 国税庁の実績評価のスケジュールは、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることから、事務年度を計画期間として定めるとともに、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月末を目途に評価書を作成して、公表しています。
- (4) 国税庁の実績評価に当たっては、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂くとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。  
また、国税庁では、策定した実施計画及び評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしています。

## 2. 「令和4事務年度国税庁実績評価書」の概要

### (1) 目標

令和4事務年度の実施計画は、「令和4事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 8）のとおり策定しており、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を5、業績目標を7設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、参考1「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 9）において示しています。

なお、目標ごとの施策や測定指標の数等については、参考2「令和4事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 10）において示しています。

### (2) 評価方法

#### イ 測定指標の達成度の判定

全ての「実績目標等」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい施策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。国税庁の実績評価では、施策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

#### ロ 施策の評定

測定指標は、原則として、施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

#### ハ 「実績目標等」の評定

施策の評定を総合し、例えば、その「実績目標等」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、「s」と「a」であれば「A」、「s」と「a」と「b」であれば「B」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、財務省の政策評価の評定に準じています。

なお、施策の評定については、「実績目標等」の評定と区別するため、小文字にしています。

## 二 上位目標の評定

「実績目標等」のうち、実績目標（大）1については、実績目標（小）1-1～1-5の評定を総合して評定を行い、同様に、実績目標（小）1-2については、業績目標1-2-1～1-2-2、実績目標（小）1-3については、業績目標1-3-1～1-3-2、実績目標（小）1-4については、業績目標1-4-1～1-4-3を総合して、それぞれ評定を行っています。いずれも、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

## 3. 参考資料

実績評価における参考資料として、以下のものを添付しています。

資料1 令和4事務年度において実施したアンケート調査の概要

資料2 令和4事務年度において実施したサンプル調査の概要

(以 上)

## 令和4事務年度 国税庁実績評価実施計画

令和4事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めています。

### 1. 計画期間（評価の対象期間）

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間

### 2. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

### 3. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標（大）1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標（小）1-1	税務行政の適正な執行
実績目標（小）1-2	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
業績目標 1-2-1	オンラインによる税務手続の推進
業績目標 1-2-2	デジタルの活用による業務の効率化・高度化
実績目標（小）1-3	納税者サービスの充実
業績目標 1-3-1	広報・広聴活動等の充実
業績目標 1-3-2	相談等への適切な対応
実績目標（小）1-4	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標 1-4-1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標 1-4-2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標 1-4-3	不服申立てへの取組
実績目標（小）1-5	国際化への取組
実績目標（大）2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標（大）3	税理士業務の適正な運営の確保

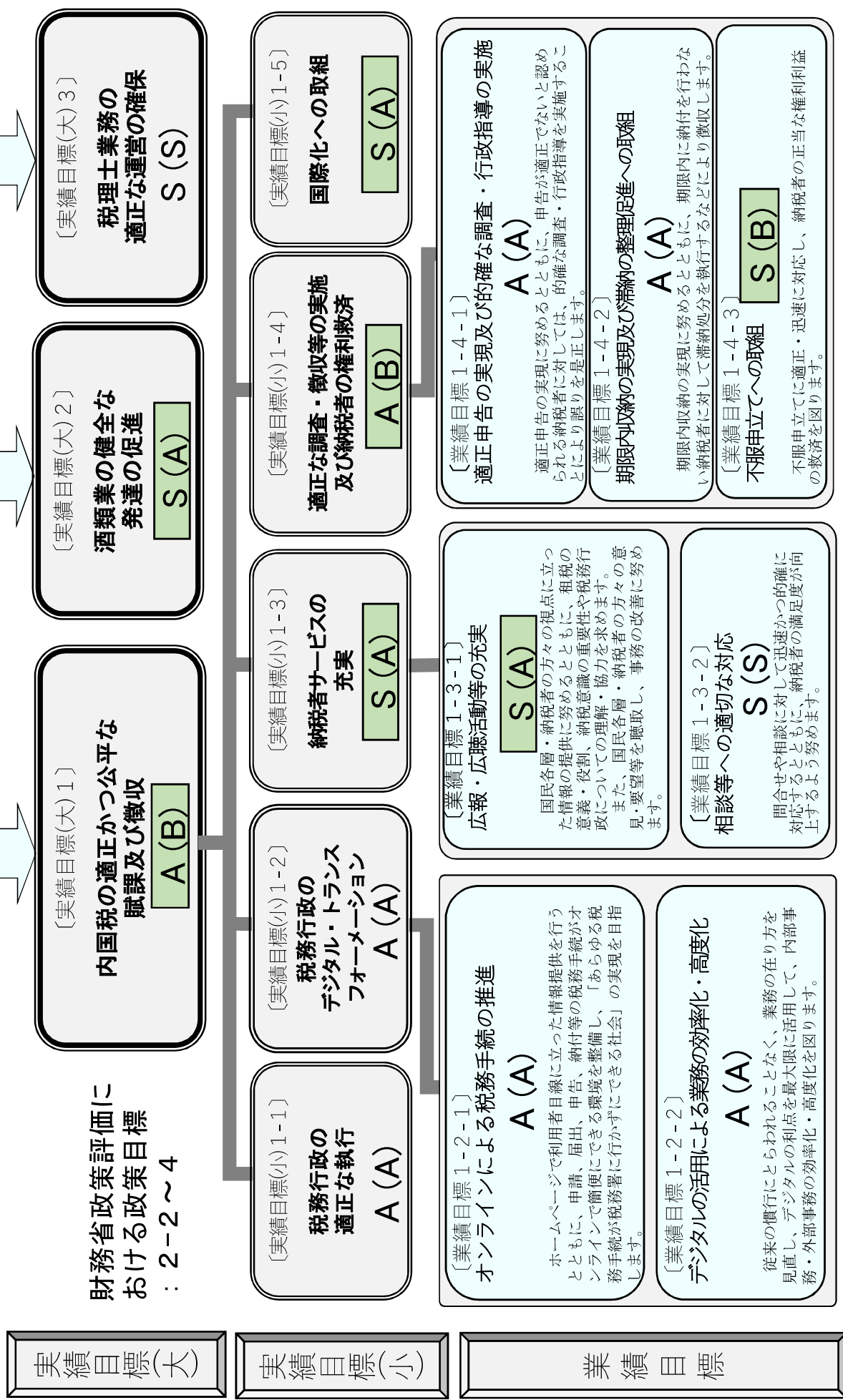
#### （参考）

令和4事務年度の実績評価実施計画においては、感染症の全国的なまん延など、施策の取組に重大な影響が及ぶ事態が生じた場合を考慮し、次のとおり記載しています（令和4事務年度国税庁実績評価実施計画「5. 事前分析表の作成」注書参照。）。

計画期間（評価の対象期間）において、感染症の全国的なまん延など、施策の取組に重大な影響が及ぶ事態が生じ、測定指標に係る目標値の達成度のみで施策の評定を行うことが適当でないと認められるときは、評価時における測定指標の取扱いを変更する可能性があります。

# 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（令和4事務年度）

国税庁の使命 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」



参考1

※ 各目標の符号は令和4事務年度の評定。( )は令和3事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

令和4事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

参考2

実績の目標	施策数 施策名	測定指標数		
		定量	定性	
<b>実績目標(大)1</b> 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		—	—	
<b>実績目標(小)1-1</b> 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	4	4	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報情報の適切な取扱い等		2	
	(3) 守秘義務の遵守		1	
	(4) 職員研修の充実		1	
<b>実績目標(小)1-2</b> 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション		—	—	
<b>業績目標1-2-1</b> オンラインによる税務手続の推進	(1) オンライン申告の推進	5	8	
	(2) マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組		1	
	(3) 利用者目線に立った情報提供		1	
	(4) キャッシュレス納付の推進		1	
	(5) 申請・届出等の合理化・デジタル化		1	
<b>業績目標1-2-2</b> デジタルの活用による業務の効率化・高度化	(1) 内部事務のセンター化の推進	3	1	
	(2) 照会等のオンライン化の推進		1	
	(3) データ活用等による税務執行の効率化・高度化		1	
<b>実績目標(小)1-3</b> 納税者サービスの充実		—	—	
<b>業績目標1-3-1</b> 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	5	2	
	(2) 租税に関する啓発活動		4	
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進		1	
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保		1	
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等		1	
<b>業績目標1-3-2</b> 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	3	4	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応		1	
	(3) 改正消費税法への対応		1	
<b>実績目標(小)1-4</b> 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		—	—	
<b>業績目標1-4-1</b> 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集	4	1	
	(2) 的確な調査事務の運営		4	
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組		2	
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施		1	
<b>業績目標1-4-2</b> 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	5	1	
	(2) 滞納を未然に防止するための取組		1	
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営		2	
	(4) 滞納の整理促進への取組		1	
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		1	
<b>業績目標1-4-3</b> 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	2	2	
	(2) 裁決事例の公表の充実		1	
<b>実績目標(小)1-5</b> 国際化への取組	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	6	1	
	(2) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		1	
	(3) 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施		1	
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理		1	
	(5) 外国税務当局との知見の共有		1	
	(6) 開発途上国に対する技術協力		1	
<b>実績目標(大)2</b> 酒類業の健全な発達の促進	(1) 日本産酒類の輸出促進の取組	7	2	
	(2) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応		1	
	(3) 酒類の公正な取引環境の整備		1	
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応		1	
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携		1	
	(6) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進		1	
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保		1	
<b>実績目標(大)3</b> 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	3	1	
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施		1	
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組		1	
<b>上記合計</b>		47	42	39



**税務行政のデジタル化に関する取組**  
－ 令和4事務年度における主な取組 －

国税庁では、経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組み、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。令和4事務年度におけるデジタル化に関する主な取組の概要は、以下のとおりです。

## 1. 税務行政の適正な執行（実績目標(小) 1-1）

### ○ 職員研修の充実（施策：実 1-1-4）

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、データリテラシーレベルに応じた研修を整備、実施するなど、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させることで、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。

## 2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（実績目標(小) 1-2）

### (1) オンラインによる税務手続の推進（業績目標 1-2-1）

#### イ オンライン申告の推進（施策：業 1-2-1-1）

確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を e-Tax 送信する際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数を、3回から1回に削減したほか、青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成可能としました。

確定申告会場への来場者削減の観点からは、大口源泉徴収義務者である企業を通じた従業員への働き掛け、税理士会などの関係民間団体等への働き掛け、また、ダイレクトメール送付などにより、自宅等からのe-Tax利用の勧奨に取り組みました。

また、市区町村と連携して、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

電子納税証明書については、請求から受け取りまでオンラインで完結できるほか、自宅等で納税証明書を印刷して使用できるメリットもあることから、令和4年9月から導入したスマホ等による納税証明書のオンライン請求とあわせて、その利用拡大に取り組みました。

#### ロ マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組（施策：業 1-2-1-2）

マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等において、マイナンバー制度に関する情報提供を行いました。

また、マイナンバーカードの取得促進のため、税務署窓口や調査・徴収の場面など、納税者と接触するあらゆる機会を通じてマイナンバーカードの取得勧奨を実施したほか、総務省や地方公共団体、関係民間団体と協力し確定申告会場にマイナンバーカードの申請コーナーを設置するなど、積極的に取り組みました。

マイナポータルを活用した納税者の利便性の向上施策としては、マイナポータル連携機能について、1年間分の医療費通知情報が取得できるようになったことに加え、新たに公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料控除証明書が取得できるよう対応を行いました。

さらに、所得税、消費税の還付金の受取に公金受取口座を利用できるよう対応を行うなど、納税者の利便性向上施策に取り組みました。

このほか、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するとともに、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めました。

#### ハ 利用者目線に立った情報提供（施策：業1-2-1-3）

国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、税制改正等に対応し、回答の充実を図りました。

また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンラインで行うチャットボットについて、所得税の確定申告や年末調整、インボイス制度に関する相談内容を拡充したほか、令和5年1月から消費税の確定申告に関する相談を開始し、チャットボットの充実を図りました。

なお、e-Taxにおいても、令和5年1月から個人の方向けに、e-Taxに登録されている本人情報に加え、還付金等の処理状況や各税目に関する情報（所得税の青色申告承認申請や消費税簡易課税制度選択届出等の各種申出の提出状況など）が確認できる「マイページ」の運用を開始しており、今後確認できる情報を拡大していくこととしています。

#### ニ キャッシュレス納付の推進（施策：業1-2-1-4）

新たな納付手段として、スマートフォン決済アプリを使用した納付方法（スマホアプリ納付）を導入し、更なる納税者利便の向上を図った上で、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組まれました。また、複数の国税局において、県単位又は管轄全域など広範囲な地域を対象とし、日本銀行や金融機関、地方公共団体などの関係機関と協働して、キャッシュレス納付推進宣言式を執り行うなど、社会全体のキャッシュレス納付の気運を高めつつ、利用勧奨や周知・広報に係る連携強化を図りました。

#### ホ 申請・届出等の合理化・デジタル化（施策：業1-2-1-5）

デジタルの効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要であるため、各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などの検討を行い、制度当局との協議を行った結果、令和5年度税制改正において、以下の項目について制度改正が実現しました。

- ・ 個人事業の開業・廃業等届出書、所得税の青色申告の取りやめ届出書、所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産・減価償却資産の評価方法の届出書・変更承認届出書及び現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書について、青色決算書等に届出事項を記載することにより、届出書の提出を不要化
- ・ 個人事業の開業届出書、所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書、給与支払事務所等の開設等の届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の統合
- ・ 「給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項の削減

## (2) デジタルの活用による業務の効率化・高度化（業績目標 1-2-2）

### イ 内部事務のセンター化の推進（施策：業 1-2-2-1）

従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」については、全署を対象としたセンター化に向け、対象署を92署から128署に拡大しました。

### ロ 照会等のオンライン化の推進（施策：業 1-2-2-2）

預貯金情報については、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関との預貯金等の照会・回答業務のオンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図りました。

税務調査等で必要な資料の e-Tax を利用したオンライン提出については、令和 5 年 1 月からイメージデータ（PDF 形式）に加えて、CSV 形式データによる提出も可能としました。

### ハ データ活用等による税務執行の効率化・高度化（施策：業 1-2-2-3）

共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができる事務用モバイルパソコンを令和 4 年 12 月に 18,000 台追加で配備し、局署における効果的な活用方法を会議等で共有することで、より効率的かつ高度な調査・徴収の実施につなげるとともに、テレワークの推進やペーパーレスによる打合せ等の働き方改革に取り組みました。

## ニ その他

令和 5 年度国税専門官採用試験から、理工・デジタル系の新区分を創設いたしました。

## 3. 広報・広聴活動等の充実（業績目標 1-3-1）

### (1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実（施策：業 1-3-1-1）

国税庁ホームページなどを通じ、ICT を利用した税務手続に関する情報のほか、国税庁の取組等、各種情報の提供を行いました。

具体的には、広報媒体の中核である国税庁ホームページに、各種情報（記者発表資料、統計情報、法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等）や国税庁の取組内容などを掲載し、情報の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作成し、高齢者や障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう利便性の向上を図りました。

また、国税庁ホームページの更新情報をお知らせする「新着情報」（毎週 1 回）や時節に応じた身近な税情報等を提供・案内する「メールマガジン」（毎月 1 回）を引き続き配信したほか（「新着情報・メールマガジン」の利用登録者数は 63,319 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）で前年比 101.1%）、SNS（Twitter（現 X））において時機に応じた情報発信に努めました（「Twitter（現 X）」のフォロワー数は 156,766 人（令和 5 年 6 月 1 日現在）で前年比 109.6%）。

さらに、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」や YouTube 国税庁動画チャンネルにおいて、国税庁の取組、税の仕組み及び手続等を紹介する動画を配信することにより、ICT を利用して申告・納税手続を行う方々への分かりやすい情報提供に努めました。

## (2) 租税に関する啓発活動（施策：業 1-3-1-2）

税務大学校で令和 4 年11月11日から17日の「税を考える週間」に合わせて開催した公開講座については、令和 3 年度に受講された方の意見・要望等を踏まえて、開催期間中は24時間いつでも、どの講座でも受講が可能なオンデマンドによる配信とするなど、利便性の向上に取り組みました。

国税庁ホームページの税務大学校コーナーの租税史料ライブラリーでは、租税史料室（税務情報センター）が所蔵する史料をデジタル化して展示したほか、1 年間限定の特別展示については展示開始と同時に国税庁ホームページへ掲載するとともに、同特別展示の内容を紹介するインターネット番組（Web-TAX-TV）を制作し、国税庁ホームページ及び動画共有サイト（YouTube）にて配信しました。

税を考える週間に合わせて、取組紹介ページのトップページにインボイス制度や電子帳簿保存法の入り口を新規に設けたほか、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションをはじめとした国税庁の取組を紹介するページを新規に作成するなどの取組紹介ページの再構築を行うとともに、インターネット広告や地方公共団体の広報誌等による取組紹介ページへ誘引する広報を実施しました。

## 4. 相談等への適切な対応（業績目標 1-3-2）

### (1) 納税者からの相談等への適切な対応（施策：業 1-3-2-1）《確定申告期間における適切な対応》

入場整理券（LINEを活用したオンライン事前発行も可能）を活用して会場内の混雑緩和を図るなど、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を行いました。

確定申告会場への案内に当たっては、国税庁ホームページに各税務署における確定申告会場の開設期間及び会場所在地を掲載するとともに、本年も確定申告が必要と見込まれる方などに対しては、はがき又はe-Taxによる「確定申告についてのお知らせ」メッセージにより確定申告に関する情報を提供しました。

さらに、国税庁ホームページにおいて「令和 4 年分確定申告特集」ページを掲載し、各種動画や確定申告期に多いお問合せ事項（Q&A）など申告手続に必要な各種情報のほか、確定申告書等作成コーナーやチャットボットといったツールへ円滑にアクセスできるよう環境整備を図りました。

そのほか、関係民間団体を通じて会員や会員企業の従業員の方へ自宅からのe-Tax利用の呼びかけを行うとともに、テレビ・ラジオCM、新聞・インターネット広告や政府広報により、自宅からのe-Taxを利用して申告手続が可能であることを中心に周知広報を実施しました。

### (2) 改正消費税法への対応（施策：業 1-3-2-3）

インボイス制度を含む改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、「インボイスコールセンター」や各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応するとともに、国税庁ホームページに掲載している、インボイス制度について解説したQ&Aの改訂や、インボイス制度特設サイトの更新、全国どこからでも参加できるオンライン説明会の開催などの取組を実施しました。

## 5. 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施（業績目標1-4-1）

### (1) 的確な調査事務の運営（施策：業1-4-1-2）

資料情報等の各種データ及びA I等の分析・活用により、大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者を的確に抽出し、深度ある調査を実施したほか、国税局調査部（課）においては、納税者の理解と協力の下、W e b会議システム等を活用した調査を実施するなど、的確な調査事務運営に取り組みました。

### (2) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施（施策：業1-4-1-4）

査察調査において、各種情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック技術を活用した電磁的記録等の証拠保全及び解析などを実施しました。

## 6. 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組（業績目標1-4-2）

### ○ 効果的・効率的な徴収事務の運営（施策：業1-4-2-3）

A Iを活用し、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析した応答予測モデルにより作成した効果的なコールリストを活用した電話催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

## 7. 国際化への取組（実績目標(小)1-5）

### (1) 相互協議事案の適切・迅速な処理（施策：実1-5-4）

W e b会議システムやその他の通信手段も積極的に活用することにより、多くの国との間で機動的かつ効率的な相互協議を実施しました。

### (2) 外国税務当局との知見の共有（施策：実1-5-5）

B E P S対策の実施、2つの柱からなる経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、オンライン形式での参加を含むO E C D関連会議やアジア税務長官会合（S G A T A R）等の多国間会合、S G A T A R研修（国際機関と共催で東京において開催）等を通じて、知見の共有や問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。

### (3) 開発途上国に対する技術協力（施策：実1-5-6）

開発途上国における税務行政の改善・向上のための技術協力として実施する研修について、相手国からの要望に基づき、引き続きオンラインも積極的に活用するなど、様々な方式の研修を実施しました。

## 8. 酒類業の健全な発達の促進（実績目標(大)2）

### (1) 日本産酒類の輸出促進の取組（施策：実2-1）

海外販路開拓支援事業等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、より実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討し、例えば、日本にいながらにして海外バイヤーと商談を行う「オンライン商談会」を8の国・地域で実施する等の取組を行いました。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応（施策：実2-4）

酒類業者の経営改善等に対しては、オンライン形式も活用し経営指導の専門家等を講師とした研修会を実施しました。

## (参考条文等)

## ○ 中央省庁等改革基本法（抄）

## 第16条

## 第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

## ○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号  
国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

## 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

## (訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

## (国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表 (略)